平成３０年度 柏原市まちづくりに頑張る

自治会・団体に対する補助金の募集について

募集期間

平成３０年４月２日（月）～ ４月２７日（金）

柏原市　市民部　地域連携支援課
〒５８２－８５５５
柏原市安堂町１番５５号
電話：０７２－９７１－８３０５
FAX：０７２－９７１－５０８９
E-mail jichi@city.kashiwara.osaka.jp

１　目的

柏原市まちづくりに頑張る自治会・団体に対する補助金は、地域の活性化及び市民と市との協働によるまちづくりを推進するために地域づくりの担い手である地域の団体が行うコミュニティ活動事業と連携して実施する協働事業です。

地域の皆さんから地域づくりのための事業提案を受けて、補助事業団体と柏原市が事業目的を共有しながら、それぞれの役割と責任に基づき協働して事業を実施することにより「地域住民中心の地域づくり」の推進をめざし、提案団体に対し「柏原市まちづくりに頑張る自治会・団体に対する補助金交付要綱」に基づき補助金を交付するものです。

２　対象となる事業

地域住民が連帯意識を高めるコミュニティ活動によって、地域課題の解決や住民サービスの充実につながり、市と協働することで具体的な効果や成果が期待できる下記の事業とします。

・子ども及び子育て世代人口の増加につながる事業
・コミュニティ活動の活性化につながる事業
・新たなまちの魅力づくりにつながる事業
・地域資源のＰＲにつながる事業

対象となる事業は、新たに地域の活性化や地域課題の解決につなげる事業で、既に地域に定着した活動となっている運動会、お祭り、町会だより、地域清掃などは対象としません。また、市の補助金の交付を受けている事業（補助を受けることができる事業）は対象となりません。

なお、柏原市空家等対策計画（平成２９年３月策定）に基づく「空家等の利活用の促進」に資する事業を優先的に採用します。

３　応募資格

次のすべての要件を満たす団体とします。

① 公益の増進に寄与することを目的として、非営利の事業に取り組む団体（法人格の有無を問わない）であること。
② 主な活動範囲が柏原市内であること。
③ 組織の運営に関する定款や規約、会則などの定めを有する団体であること。
④ 事業の成果報告ができる団体であること。（活動報告を広報かしわらに掲載します。）
⑤ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
⑥ 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
⑦ 「特定非営利活動促進法」第１２条第１項第３号イ・ロに掲げる団体でないこと。
⑧　同一内容の事業について、本補助金の交付を４回以上受けていないこと。

４　提案事業の募集

①募集期間　　４月２日（月）～　４月２７日（金）

②担当窓口　　柏原市 市民部 地域連携支援課

〒５８２－８５５５

柏原市安堂町１番５５号

電話：０７２－９７１－８３０５

FAX：０７２－９７１－５０８９

E-mail　jichi@city.kashiwara.lg.jp

５　応募に必要な書類の提出

応募する団体は、募集期間内に、次の関係書類を地域連携支援課へ持参、若しくは郵送（４月２７日消印有効）で市役所市民部地域連携支援課に提出してください。

＊ただし、持参の場合は土・日・祝日を除く、受付時間は午前９時～午後５時１５分

◎柏原市まちづくりに頑張る自治会・団体に対する補助金交付申請書（様式第１号）

（添付書類）

・事業計画書（様式第２号）

・定款、規約の写し

・役員、会員（事業関連者）名簿　（氏名・ふりがな・性別・生年月日）

・大阪府等他の団体から資金助成及び委託を受けたことがある場合、過去１年間の実績一覧

＊関係書類の書式は、市のホームページからダウンロードができます。

６　事業の実施期限

事業の実施期限は本年度内です。事業採択されてから、平成３１年３月３１日までに完了するものとします。

７　事業の審査方法

申請していただいた事業については、申請基準に基づいて、柏原市まちづくりに頑張る自治会・団体に対する補助金交付審査委員会（以下「審査委員会」という。）で候補事業の審査が行われます。

審査の手順は次のとおりです。

①提案された事業について、市担当課は、提案関係書類を関係法令等に照らす等の事前調査、整理等を行い、審査委員会に提出します。

②審査委員会は、提出書類の内容を評価し、市民協働のまちづくり事業に採択する候補を選定します。

③審査委員会の審査結果に基づき、市長が採択候補事業と選定されたものの内から採択事業を決定します。

④提案内容の概要と選考結果を公開し、採択、不採択の結果を提案団体に通知します。

８　事業の審査基準

次の審査基準に基づいて審査を行います。

①応募資格の要件を満たしていること。

②法令等に違反していないこと。

③提案内容が陳情や要望でないこと。

④柏原市や国、大阪府あるいは他市町村の補助又は委託の対象となっていないこと。

⑤特定の団体の運営を主な内容とした事業でないこと。

⑥事業実施を伴わない調査・研究事業でないこと。

⑦協働の役割分担が明確で、提案団体が実施することによって、効果的で質の高いサービスが提供できる事業であること。

⑧公益的（不特定多数のものの利益）・社会貢献的かつ継続性及び発展性が見込まれる事業であって、提案団体と柏原市が協働して取り組むことによって地域課題の解決や住民サービスの実現が図られると期待できること。

⑨実施体制が十分で事業を確実に実施できること。

⑩経費の積算等が適正であること。

９　補助金

採択決定された事業を提出いただいた団体には、「柏原市まちづくりに頑張る自治会・団体に対する補助金交付要綱」に基づき補助金を交付します。ただし、申請内容に変更が生じるならば、変更承認申請書（様式第５号）を提出し、承認を受けてください。

また、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、決定通知書の写しを添えて、補助金の交付決定の通知を受けた日から３０日以内に、補助金概算払交付請求書（様式第９号）を提出してください。

補助金額は一団体一事業につき３０万円を限度とします。ただし同一内容の事業に対する補助金の交付は３回までとします。

なお、事業完了後、速やかに完了報告書（様式第７号）と添付書類を提出してください。概算払により補助金の交付を受けたときは、補助金精算書（様式第１０号）も併せて提出してください。

◆対象となる経費

項　　目	内　　容
報　　償　　費	外部講師や指導者への講師謝礼やボランティアへの謝礼金など
旅　　費	外部講師等との打ち合わせや活動に必要な研修参加のための交通費など
印 刷 製 本 費	チラシ作成費等広報宣伝用の印刷や報告書などの印刷製本費
燃　　料　　費	講座やイベント当日にかかる燃料費に限ります
消　耗　品　費	活動に必要な文具、日用品や原材料費など
通 信 運 搬 費	講座やイベントにかかるはがき・切手代・郵送代・インターネット回線料等

保　険　料	ボランティア保険・行事保険料など
委　託　料	団体では実施が困難な業務（会場設営・器材運搬）を対象とする。 活動自体の委託は対象外とします。
使用料・賃借料	イベント会場使用料・資機材賃借料など（団体事務所の賃借料を除きます。）
※　備　品　費	事業実施に必要不可欠と認められる機器の購入・賃借料・修繕など。※ただし、交付額は補助金交付金額の 1/2 以内、上限額を 10 万円とします。
そ の 他 経 費	地域づくりコミュニティ活動事業実施に必要な上記以外の経費

◆補助対象外経費

(1) 団体の運営に係る経費、他の活動に係る経費等、補助対象活動の実施に直接関係しない経費

(2) 賃金、手当等、補助金の交付を受けた団体の構成員に対し、労務提供の対価として支払われる経費

(3) その他市長が不適当又は不必要と認める経費

◆補助対象経費に関する注意事項

補助対象経費となるのは、「交付決定通知」があった日以降に行う事業です。それ以前に支出した経費は補助対象外となります。

また、補助対象期間（平成 31 年 3 月 31 日）を過ぎて支出した経費についても同様です。

１０　応募から事業完了までの流れ

平成３０年４月　２日（月）	募集開始
平成３０年４月２７日（金）	募集締切
平成３０年５月上旬	書類審査
平成３０年５月中旬	審査（市関係課からの意見ヒアリングを含む審査）
平成３０年５月下旬	採択事業の決定、関係団体に通知
⇩	補助金交付決定通知
	補助事業完了後速やかに完了報告
平成３１年４月中旬	団体代表者による補助金報告会
平成３１年４月末まで	市から補助金交付（概算払の場合を除く）
平成３１年５月初旬	成果報告を市ホームページ等で公表

１１　成果の公表

事業完了後、採択事業について、団体の代表者から審査委員会への事業の内容、成果等の補助金報告会を実施します。

公表は、市ホームページ等を通じて平成３１年５月を予定しています。

なお活動報告について、随時、広報かしわらへ掲載します。